

受理官庁 MU	モーリシャス工業所有権庁 (IPOM)	附属書 C MU
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	モーリシャス	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：モーリシャス・ルピー (MUR)	
送付手数料	MUR 5,000	
国際出願手数料 <sup>1</sup>	1,330 スイス・フランに相当する MUR の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>1</sup>	15 スイス・フランに相当する MUR の額	
調査手数料	出願人が選択した国際調査機関に支払われるべき調査手数料に相当する MUR の額：附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	MUR 300 (各頁)	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	なし	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要、出願人がモーリシャスに居住している場合 要、出願人がモーリシャスの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	モーリシャスで登録されている代理人又は弁護士	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個委任状を提出する 要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか?	していない	

<sup>1</sup> この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。